

大津市会計年度任用職員募集要項
【職種：一般事務２種 カード交付推進室】

令和８年８月１日から大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

１ 募集人数 １人（週 35 時間勤務）

２ 募集職種 一般事務２種 カード交付推進室

３ 業務内容

戸籍住民課カード交付推進室が所管する業務全般について

- （１）マイナンバーカードの交付等に関する事務、電子証明書に関する事務、戸籍及び住民基本台帳に関する事務、審査及び手数料徴収等の事務
- （２）専門性の高い窓口・電話対応業務、起案作成・予算執行管理・文書整理等業務
- （３）システム・パソコンを使った入力作業及び資料作成業務
- （４）室内庶務業務

※応募資格として運転免許証は必須ではありませんが、業務によって公用車の運転をしていただくことがあります。

業務内容の変更範囲：なし

４ 募集対象

- （１）パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること
- （２）窓口や電話等における接遇対応業務に従事可能であること

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

５ 応募受付期間

令和８年７月１４日（火）から令和８年７月２４日（金）正午まで

６ 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

なお、令和８年６月１８日に実施の選考試験の再募集のため、６月１８日の試験に参加した方は、今回の試験に参加できません。

選考当日に下記の書類を持参してください。

①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

②写真を貼付した履歴書

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

③筆記用具（鉛筆、消しゴム）

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時（7月24日は正午まで）

【連絡先】大津市市民部戸籍住民課カード交付推進室 「会計年度任用職員採用担当者」まで
電話番号：077-528-2901

7 選考日時及び選考会場

令和8年7月27日（月）午後13時30分～ 大津市役所本館5階互助会会議室前に集合
（応募者多数の場合は、選考日時及び選考会場を変更することがあります。）

8 選考方法

筆記試験（基礎能力検査・接遇問題）、面接試験

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、7月28日頃に、可否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和8年8月1日から令和9年3月31日まで 採用後1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、 良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の 任用	☐ 原則あり ☒ 原則なし
勤務地	大津市御陵町3番1号 大津市役所本庁 カード交付推進室 大津市本堅田三丁目8-1 堅田支所 大津市大江三丁目2-1 瀬田支所 のいずれかになります。 ※配置された勤務地以外の勤務地で一部期間勤務いただくことがあります。 ※任用期間の途中で配置転換を行う場合があります。
勤務地 変更の 可能性	1 あり ➡（カード交付推進室、堅田支所・瀬田支所） 2 なし
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 1年目10日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	・週35時間勤務（1日7時間×週5日）9時～17時 休憩60分

	※月に数日、土日出勤あり（振替休日の取得可） ※時間外勤務が発生する場合があります。
基本給	週35時間勤務 月額 207,875 円 ～ 231,774 円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 年2回 年間最大 4.65 月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 通勤手当相当（片道 2km 以上の場合、上限月額 55,000 円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：当月 20 日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。